

人材紹介契約書

貴社登記名（以下「甲」という。）とW3GLOBAL Japan 合同会社（以下「乙」という。）は、乙が甲に対して行う人材の紹介に関して、**2025年1月27日**をもって、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、乙の事業部であるW3GLOBAL Japan合同会社が、甲のために、甲が定めた概要に沿った職種の人材を探索し、選定し紹介を行うものである。

第2条（紹介の依頼）

甲は、本契約の有効期間中、乙に対して、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件

等（以下、「求人条件」という。）ごとに、求人条件を明示する文書（以下、「求人票等」という。）を書面または電子メール等を利用する方法により交付して、候補者の紹介を依頼する。求人票等の内容の真実性、正確性および適法性については、甲が責任を負うものとする。

2. 甲が乙に明示した前項の求人条件の内容に、変更、特定、削除または追加（以下、「変更等」という。）が生じた場合、甲は、書面または電子メール等を利用する方法により、当該変更等の内容を速やかに乙に通知するものとする。

第3条（紹介の内容）

乙は、求人条件に適合可能性がある人材のうち、甲に応募する意思があり、かつ、乙が適切と判断した人材を、甲に対して紹介する（以下、甲に紹介した人材を「候補者」という。）。

第4条（選考）

甲は、乙が前条により紹介した候補者を自ら選考のうえ、適当と認めた場合には、甲の責任において候補者を採用する。この際、乙は甲に選考について適宜必要なアドバイスを行い、その他の支援を行うものとする。

2. 甲は前項に基づき候補者を採用することを決定した場合、乙を介して候補者に対して、5営業日以内に採用を決定した事実および入社日、初年度の総収入見込額を確認する文書（以下「契約締結確認書」という。）を書面または電子メールを利用する方法により交付することとする。

第5条（甲の義務）

甲は、乙が甲に候補者を紹介した日から12ヵ月以内に当該候補者と第6条に定める雇用契約を締結した場合、契約期間終了後であっても、乙に対し、本契約に基づくコンサルティングフィーを支払わなければならないものとする。

2. 甲は、前項に定める期間中、候補者の選考が終了した後であっても、紹介を受けた候補者（採用となっ

た候補者を除く。)と直接連絡を取る場合には事前に乙に対してその旨通知するものとする。

3. 甲は、乙が候補者を紹介した後に、第1項に定める期間中に当該候補者について他の手段により甲に応募があった場合(職種、勤務地等の条件が当初の応募と異なる場合も含む。)には、乙の紹介による応募を優先して取り扱うものとし、他の手段により当該候補者が甲に入社した場合であっても、乙の紹介により入社したものとみなす。また、甲は、乙が紹介した候補者について、既に他の手段により応募があった場合には、3営業日以内に乙にその旨通知するものとする。当該期間に甲から乙への通知がなくとも、甲が乙に当該候補者との面接調整を依頼する場合は乙からの紹介とみなすものとする。

第6条(応募書類の作成責任)

甲は、履歴書・職務経歴書その他の応募書類は、候補者が作成するものであり、その内容の真実性および正確性については候補者が責任を負うことならびに、採用可否の判断は、甲が責任を負うことを確認するものとする。

第7条(対価)

甲は、乙が紹介した候補者と雇用または委任契約(正社員や、契約社員としての雇用契約の他、業務委託、個人事業主、海外法人の日本支社長または営業所長、取締役、監査役等委任契約およびその他これらに準ずる契約も含まれるがこれらに限られない。あわせて、以下「雇用契約」という。)を締結し、当該候補者が甲(甲の親会社、子会社もしくは持株会社、当該持株会社のその他の子会社、または甲の関連会社も含む。)にて業務を開始するに至った場合、人材紹介の対価として、以下に定めるコンサルティングフィーおよびその消費税相当額を支払う。

本候補者の初年度の「推定年間総収入合計」の40%またはミニマムフィー 200万円のいずれか高い金額

「推定年間総収入」には、基本給、住宅手当や補助金を含む固定手当、サインオン・ボーナスを含む契約で合意した固定または保証賞与、変動賞与(目標とする稼得の達成に対して金額が変動する場合には、目標に対する100%達成時の額)、前払い退職手当、株式付与(ストックオプション、ストックアワード)、業績連動給を含むがこれらに限定されない。

2. 乙は甲に対して、候補者の勤務開始日に本条第1項に定めるコンサルティングフィーの請求書を発行し、甲は、請求書受領日から14日以内に、請求されたコンサルティングフィーおよびその消費税相当額を、乙の指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

第1項および第2項の定めにかかわらず、甲が契約締結確認書を交付し、候補者がこれを受諾した後に、雇用契約

を締結しなかった場合または契約解除に至った理由が甲の都合や甲の責による場合、コンサルティングフィーは発生するものとする。この場合、甲は、候補者との雇用契約を締結しないことを決定した事実について、書面にて乙に通知するものとする。

4. 候補者が業務開始後、明らかに当該候補者の責による解雇もしくは雇用契約の解除、または候補者が自

己都合によって退職もしくは契約解除した場合（但し、甲の破産、会社更生、民事再生、事業所の閉鎖、求人の対象となっていた業務の廃止もしくは重大な変更、経営状態の悪化による人員整理の場合を除く。）、乙は雇用契約を終了した候補者におけるコンサルティングフィーを下記の料率で返金するものとする（以下「返金」という。）。

入社日から起算して1ヶ月以内：コンサルティングフィーの60%相当額

入社日から起算して1ヶ月を超え2ヶ月以内：コンサルティングフィーの40%相当額

入社日から起算して2ヶ月を超え3ヶ月以内：コンサルティングフィーの10%相当額

甲は、乙に対し雇用契約終了の通知がなされた日から5営業日以内に、契約終了日およびその理由を書面で通知するものとする。

第8条（個人情報の取扱い）

乙は、甲が候補者を選考するにあたって必要と認められる限度において、候補者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下「個人情報」という。）を甲に対して開示・提供するものとする。ただし、候補者の病歴、併願状況などの求人条件に何ら関連のない個人情報については、当該候補者の個別の承諾を得ない限り、乙は甲に対して開示・提供しないものとする。

2. 甲は、前項に基づき乙より提供された、候補者（採用に至らなかった者も含む。）の個人情報を、秘密として厳重に管理し、採用選考の目的の範囲で利用するものとし、本契約の有効期間中および本契約終了後も、採用選考に直接関与する部門の甲の役職員以外の第三者に開示または漏洩してはならない。

3. 甲は、候補者の採用選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨乙に通知するものとする。この場合、甲は、当該第三者において個人情報の安全管理が図られるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様の安全管理措置を講じさせるものとし、当該第三者のすべての行為につき責任を負うものとする。

第9条（守秘義務）

甲および乙は、相手方から機密である旨明示のうえ受領しまたは開示を受けた情報（以下「機密情報」という。）を、本契約の有効期間中および本契約終了後も、第三者に開示または漏洩せず、また本契約の目的以外に利用しないものとする。ただし、監督官庁または法令に基づき開示が要請されるものはこの限りではない。

2. 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号の一に該当するものは機密情報にあたらないものとする。

- ① 開示時に、既に公知であったもの
- ② 開示後、受領者の責に帰さない事由により公知となったもの
- ③ 開示時に、受領者が既に保有していたもの
- ④ 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- ⑤ 機密情報を使用することなく受領者が独自に開発したもの

3. 乙は、乙と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内など、甲より入手した情報を開

示・提供する場合があるものとし、その際には乙の責任のもと、当該人材紹介会社が乙と同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督するものとする。

第10条（損害賠償）

甲および乙は、本契約に関連して紛争が生じた場合には、当該紛争の発生について責任を負う各当事者がその責任と負担により当該紛争を解決するものとし、相手方その他の第三者に損害が発生した場合には、当該紛争と直接かつ通常の範囲内の損害に限り賠償するものとする。

第11条（契約期間）

本契約の有効期間は、**2024年12月13日から2024年12月13日まで**とする。ただし、候補者の紹介後に、本契約内容の全部もしくは一部が変更され、または本契約が終了した場合であっても、当該候補者については紹介時における契約条件が適用されるものとする。

2. 前項にかかわらず、期間満了日の**1ヵ月前**までに甲乙双方より何ら異議申立のない場合、本契約は同一内容でさらに**1年間**有効とし、以降についても同様とする。

第12条（反社会的勢力の排除について）

甲および乙は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から**5年**を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。）に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたっても表明するものとする。甲および乙は、相手方がかかる表明に違反した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。

第13条（解除）

甲および乙は、相手方が本契約に違反した場合または本契約を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合には、本契約の有効期間中においても、事前に相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができるものとする。コンサルティングフィーまたは返金の支払義務は、本契約の解除にかかわらず存続するものとする。

第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約の各条項に関する解釈の疑義については、法令の規定および慣習に従うほか、甲乙双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第15条（合意管轄）





本契約に関連して紛争が生じ、前条により協議が整わない場合、本契約は日本法にのみ準拠し日本法によってのみ解釈されるものとし、甲および乙は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めてこれを解決することとする。

甲、乙は本書2通を作成し、甲乙双方それぞれ1通を所持する。ただし、本契約においては、電子契約を用いることができ、その場合は電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

年 月 日

(乙)

(貴社登記名)

W3Global Japan 合同会社

住所：

住所： 東京都渋谷区桜丘町1-4渋谷サクラステ
ージSHIBUYAサイドSHIBUYAタワー7F

役職名：

役職 日本事業本部長
名：

名前：

名前： 石川浩輝

